

## 霧島市地域型認知症カフェ事業委託募集要項

### 1 目的

認知症の人・家族の居場所づくりや、誰もがいつでも気軽に相談できる場を提供することによって、認知症になっても安心した生活が送れる環境を構築するため、「認知症カフェ」を市独自の愛称『メモリーカフェ』を使用して市内に設置する。

### 2 内容（霧島市認知症カフェ事業実施要項のとおり）

認知症の人・家族の居場所づくりや、誰もがいつでも気軽に相談できる場を提供する「認知症カフェ」を定期開催する。

### 3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

新規に開設する場合には、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

### 4 応募資格

応募者は霧島市地域型認知症カフェ事業実施要項の要件を満たすものとする。

### 5 募集事業者数

新規開設が必要な圏域を対象とし、当年度予算の範囲内で設置する。

### 6 委託料

単年度を単位として10万円を上限とする。

### 7 応募に関する手続

年度初めに新規開設が必要な圏域に限り募集する。募集期間は、原則令和7年4月1日から令和7年4月31日とする。認知症カフェ運営申請書を受理後に、運営団体として適当と認めた場合、募集期間終了後1か月以内に認知症カフェ運営承認通知書を通知する。

#### (1) 応募

下記により必要書類を提出すること。

##### ① 提出方法

持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒表面に「令和7年度霧島市認知症カフェ事業委託 認知症カフェ運営申請書在中」と表記すること。なお、事故等による未着については、委託元は責任を負わない。

##### ② 提出先

郵便番号：〒899-4332

住 所：霧島市国分中央3丁目9番20号 パークプラザ内

名 称：霧島市地域包括支援センター

③ 提出書類

認知症カフェ運営申請書（原本1部）

団体概要書

認知症カフェ概要書

実施計画書

8 審査および受託者の選定

- (1) 公募型とし、提出された認知症カフェ運営申請書により書類選考を行い、運営団体を選定する。
- (2) 必要に応じて実地調査を行う。

9 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 認知症カフェ運営申請書に要する費用は、応募者の負担とする。